不利益処分の内容		特定非営利活動法人の設立の認証の取消し
根拠法令等及び条項		特定非営利活動促進法第43条第1項及び第2項
	根拠条項	特定非営利活動促進法第12条第1項第2号、第3号及び第4号、
		第29条第1項並びに第42条
	参考事項	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条別表
		第1 6の2
	設定等年月日	平成10年 3月25日設定
		平成 年 月 日最終変更

【基準】

1 特定非営利活動促進法(第43条第1項の規定)

所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の命令(3 第42条の規定を参照)に違 反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は3年 以上にわたって第29条第1項の規定による事業報告書等、役員名簿等又は定款等の 提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができ る。

2 特定非営利活動促進法 (第43条第2項の規定)

所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の命令(3参照)によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

3 特定非営利活動促進法 (第42条の規定)

所轄庁は、特定非営利活動法人が第12条第1項第2号、第3号又は第4号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。